平成２８年（フ）第２９号
千葉県市原市八幡819番地３　ジェンティーレ703―306号
破産者　井上　温子
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１６９号
栃木県栃木市大平町富田388番地10
破産者　株式会社Ｎ．Ｙ．Ｃ
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１７０号
栃木県栃木市岩舟町畳岡669番地６
破産者　安田　哲之
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５６０号
栃木県宇都宮市雀の宮６丁目７番４号
破産者　瀧田　　學
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３１６号
栃木県宇都宮市今宮４丁目29番11号
破産者　有限会社新世紀
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３１７号
栃木県宇都宮市中今泉２丁目14番11号　シンフォニックガーデン宇都宮704号室
破産者　坂本　次康
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５０４号
栃木県日光市塩野室町2564番地３
破産者　濱田　英二
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１５７号
千葉県習志野市茜浜１丁目２番10号
破産者　フィールドジャパン株式会社
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５８２号
千葉県東金市広瀬42番地35、申立時の住所千葉県市原市千種７丁目12番地15　シーサイドコートＡ―101
破産者　浅野　信哉
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０１９号
千葉県市川市曽谷１丁目12番６号（ホワイトハイツ105号）
破産者　赤坂　大志
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２０８号
千葉県船橋市本中山５丁目３番13号
破産者　元吉　香里
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２１９号
千葉県市川市北方３丁目18番３号
破産者　合同会社ユーア
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９２号
千葉県木更津市請西東３丁目13番地19
破産者　株式会社Ｐｕａコーポレーション
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第９３号
千葉県木更津市請西東３丁目13番地19、現住所3445　ターコイズ通り　カザルスビレッジ　パナグダイ　マボロ　セブ市　フィリピン
破産者　栗原　政人
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１２号
千葉県君津市法木作１―６―10　コーポヤマモト101号、住民票上の住所千葉県君津市中野５丁目13番29―106号
破産者　髙井　克芳
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第４１８号
千葉県松戸市五香５丁目22番地の２
破産者　荒木　定男
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１４号
千葉県松戸市新松戸北１丁目16番地の６　ニュー松戸コーポ305
破産者　有限会社マダム順
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１２１１号
さいたま市南区南浦和２丁目39番２号
破産者　株式会社アイ総合サービス
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２５８号
埼玉県深谷市稲荷町２丁目10番23号
破産者　有限会社エヌエスティー
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第７１６号
千葉県市川市原木３―13―９―702
破産者　サンライズ商事株式会社
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７１７号
千葉県市川市原木３丁目13番９―702号（原木キヤピタルコータス）
破産者　沈　　建
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係